

**【資料 1】**  
**令和元年改正意匠法施行後の状況について**

---

令和 3 年 1 月 1 8 日

特許庁



1 意匠出願の動向

2 ハーグ制度の利用状況

3 画像意匠調査の効率化のための対応

4 令和元年意匠法改正の周知状況

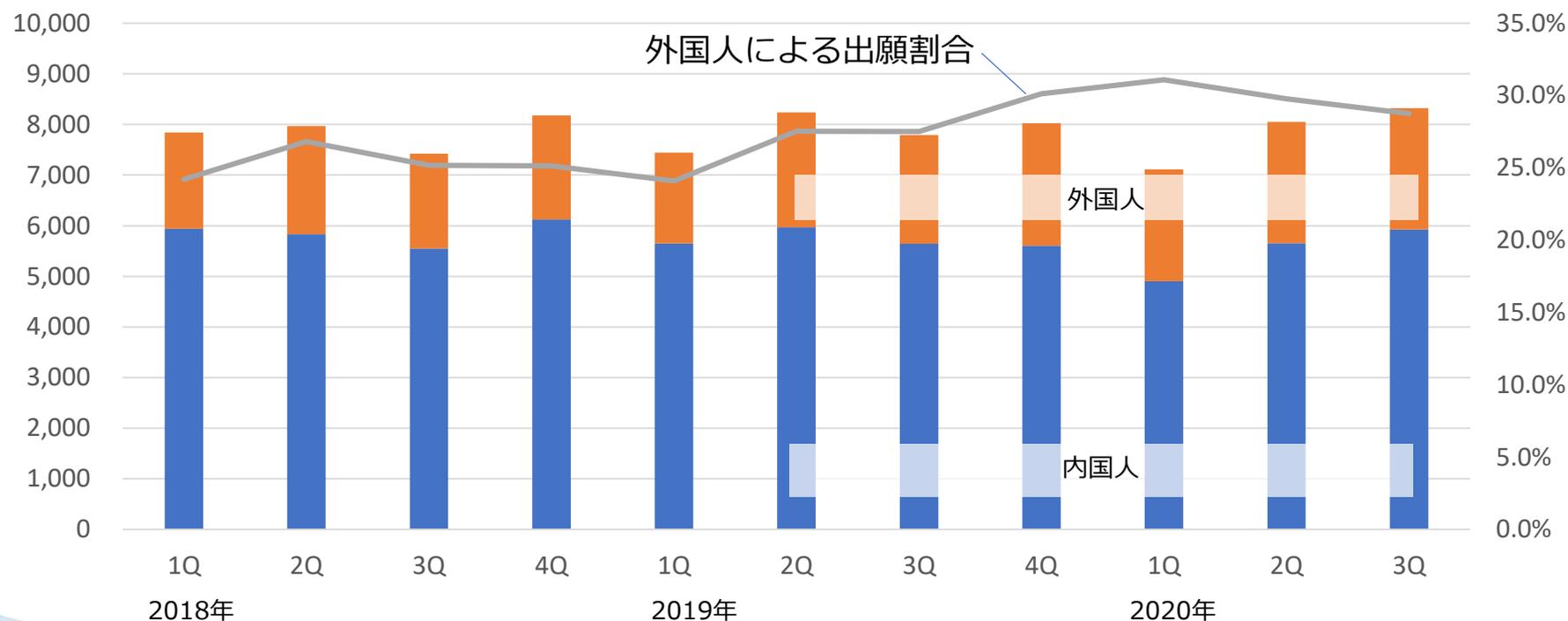
5 令和3年4月1日施行に向けた準備状況

# 1. 意匠出願の動向

# 意匠登録出願件数（内国人・外国人別）

- コロナ禍にもかかわらず、2020年の意匠登録出願件数は概ね横ばい傾向。
- 外国人による出願件数割合は、近年微増傾向。

意匠登録出願件数推移

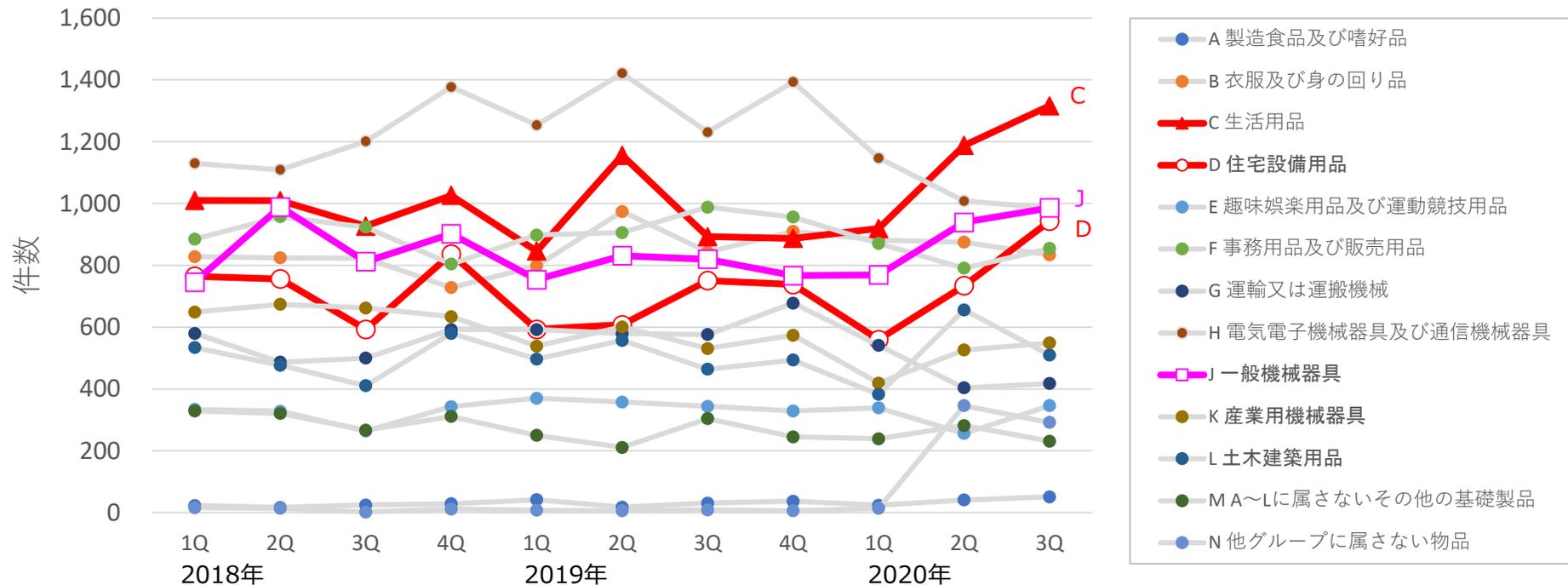


※上記データは国際意匠登録出願件数も含まれる。ただし、国際意匠登録出願については、国際公表日をもとに集計。

# 意匠登録出願件数（分野別）

- 2020年第二四半期以降、生活用品分野（C）、住宅設備用品分野（D）及び一般機械器具分野（J）の意匠登録出願が増加傾向。

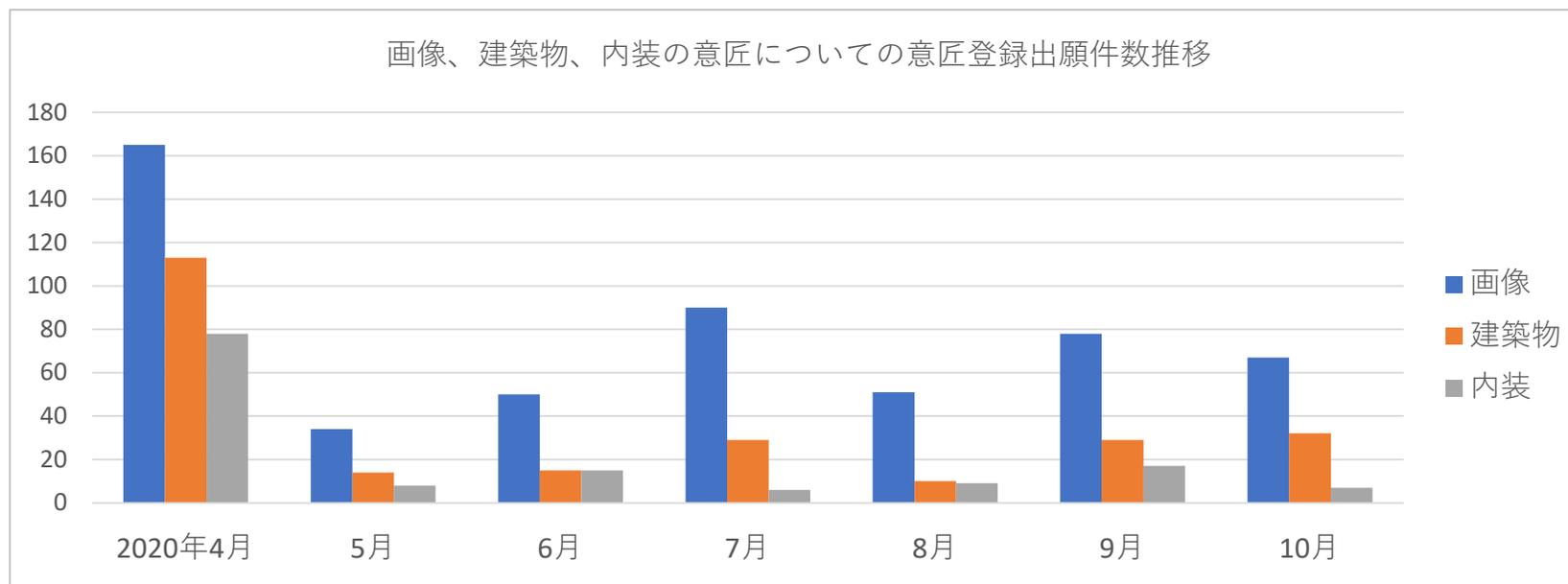
意匠分類別意匠登録出願件数推移



※上記データは国際意匠登録出願件数も含まれる。ただし、国際意匠登録出願については、国際公表日をもとに集計。

# 意匠登録出願件数（画像、建築物、内装）

- 令和元年意匠法改正によって新たに保護を開始した、画像、建築物、内装の意匠についての意匠登録出願件数は、受付開始直後の2020年4月が最も多く、5月以降は緩やかな増加傾向。
- 10月までの累積件数は、画像が535件、建築物が242件、内装が140件。



※「画像」「建築物」「内装」は、統計取得の都合上、以下の定義に基づいて取得。（意匠法上の定義と完全に一致しているわけではない。）

➤ 「画像」は、日本意匠分類 N3 台が付与され、意匠に係る物品の欄の記載に「画像」、「G U I」又は「アイコン」の語を含む意匠登録出願を計上。（「G U I」には、「グラフィカルユーザーインターフェース」やその他の異表記を含む。）

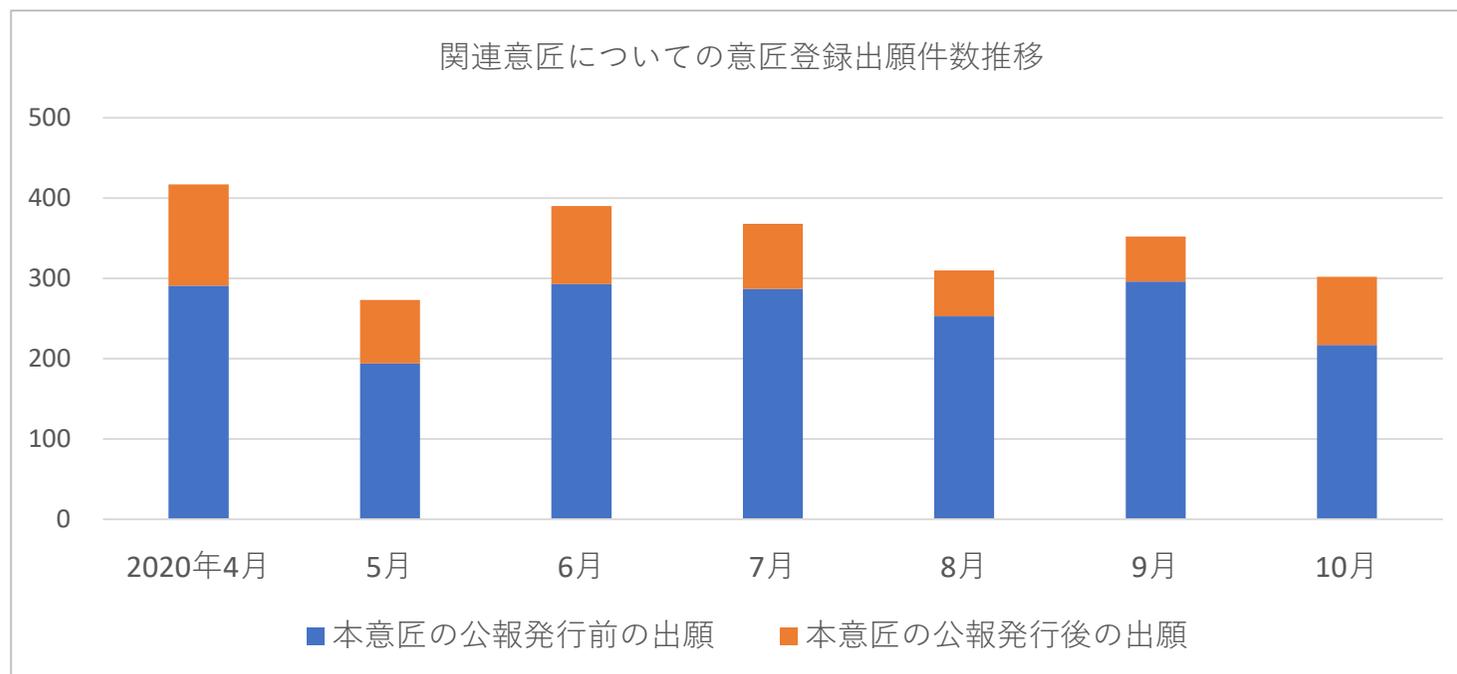
➤ 「建築物」は、日本意匠分類 L0-0、L2～3 台（L3-7 を除く）が付与された意匠登録出願を計上。ただし、通常主として物品を対象とする分類（L2-52 台：ブロック、L3-2020：住宅衛生設備室 等）が付与されたもの、又は意匠に係る物品の欄の記載に「組立」の語を含むものを除く。

➤ 「内装」は、日本意匠分類 L3-7 が付与された意匠登録出願を計上。

※上記データには、国際意匠登録出願の件数は含まれていない。

## 意匠登録出願件数（関連意匠）

- 令和元年意匠法改正によって登録可能となった、本意匠の意匠公報発行後の関連意匠出願の件数は、受付開始直後の2020年4月が最も多く、5月以降は多少の増減があるも全体としては横ばい。
- 本意匠の公報発行後の関連意匠出願の10月までの累積件数は、581件。



※上記データには、国際意匠登録出願の件数は含まれていない。

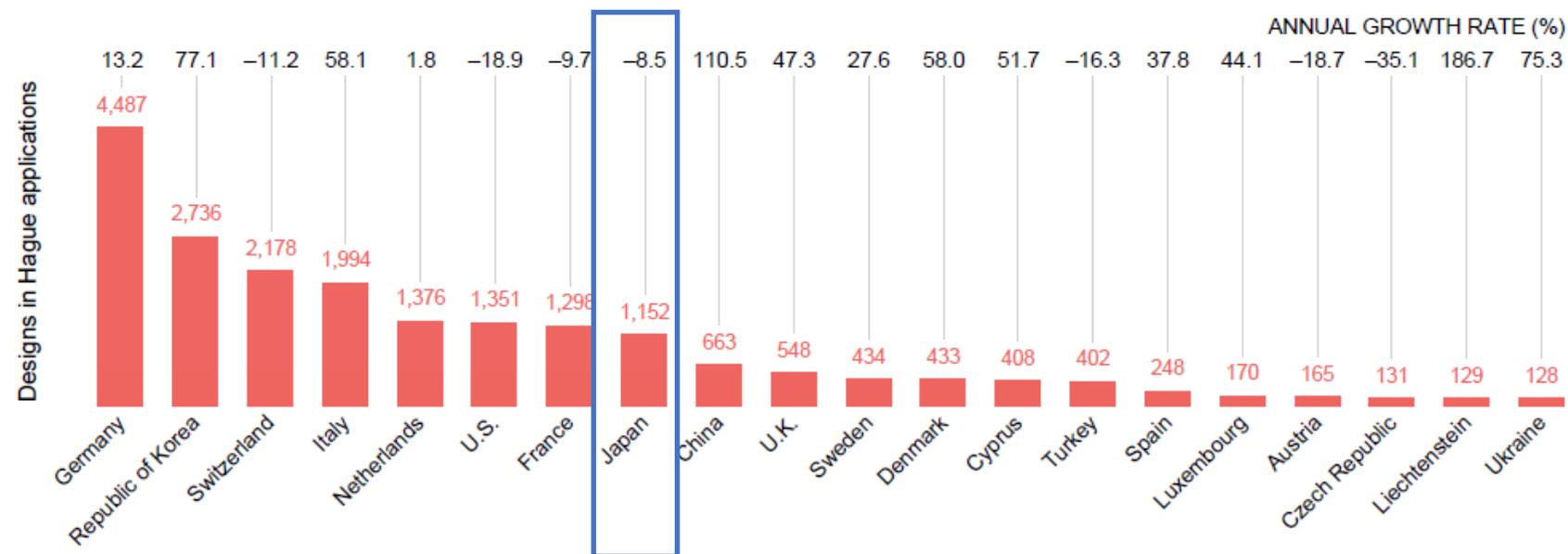
## 2. ハーグ制度の利用状況

# 出願人居住地別ハーグ制度利用状況

- 日本のユーザーによる国際出願に含まれる意匠数（2019年）は、1,152意匠で、第8位。
- 前年比の増減割合をみると、日本は8.5%減。

## Applicants residing in Germany filed by far the most designs in 2019.

A10. Designs contained in international applications for the top 20 origins, 2019



出典： HAGUE YEARLY REVIEW 2020より  
[https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo\\_pub\\_930\\_2020.pdf](https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_930_2020.pdf)

※中国等のジュネーブ改正協定非加盟国の企業等であっても、同協定加盟国内に事業所等がある場合には同協定に基づく国際出願が可能。

# ハーグ協定ジュネーブ改正協定の締約国

## ハーグ協定のジュネーブ改正協定 締約国・政府機関

2020年9月15日現在

65

### 最近の新規加盟国

- ・スリナム（2020年9月10日発効）
- ・メキシコ（2020年6月6日発効）
- ・イスラエル（2020年1月3日発効）
- ・サモア（2020年1月2日発効）
- ・ベトナム（2019年12月30日発効）

### 我が国出願人に多い指定先

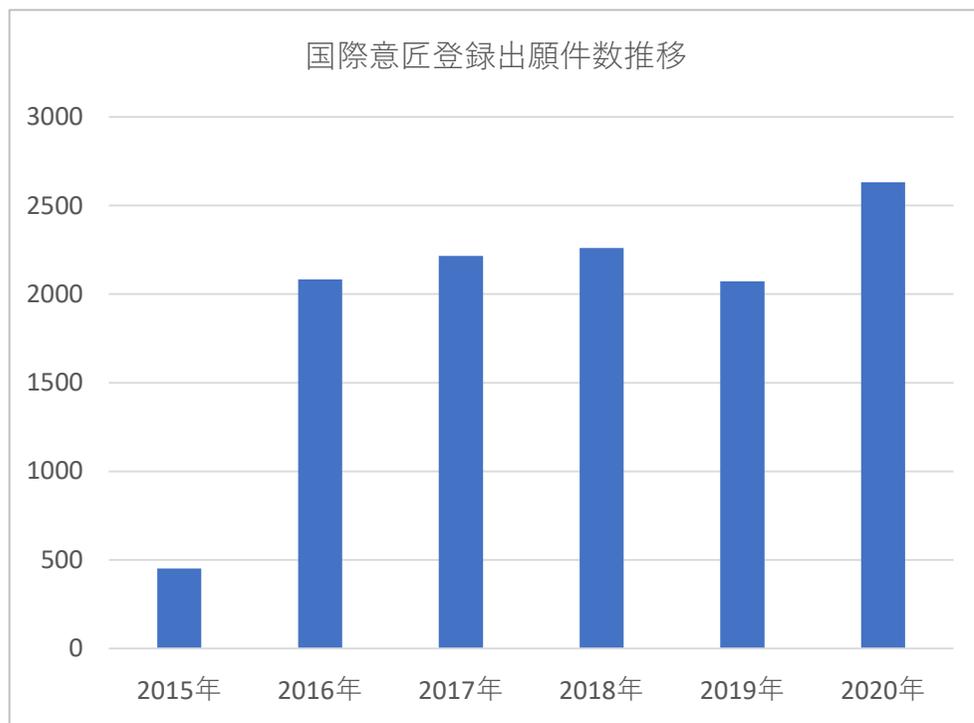
- ・EU
- ・米国
- ・韓国
- ・英国
- ・スイス
- ・シンガポール

### 加盟準備中

中国、インドネシア等のASEAN諸国・・・

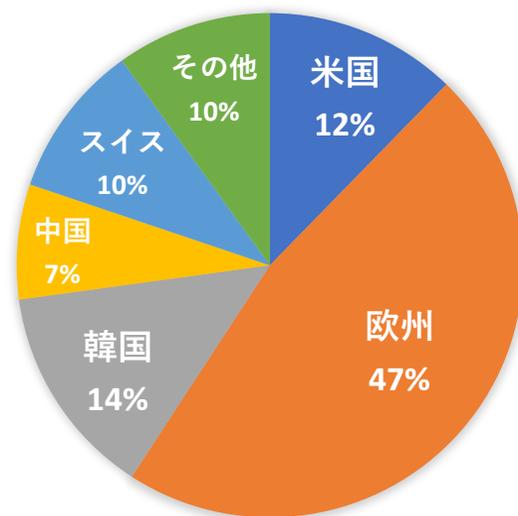
# 国際意匠登録出願件数

- 日本を指定する意匠の国際出願であって、国際公表されたもの（国際意匠登録出願）の件数は増加傾向。
- 出願人居住地別に見ると、欧州からの出願が最多。



- ※日本は2015年5月13日にハーグ協定に加入。
- ※国際公表日をもとに集計。
- ※2020年の数値は、10月までの件数。

出願人居住地別内訳（2020年1月～10月）



- ※国際公表日をもとに集計。
- ※筆頭出願人の居住地に基づく。
- ※欧州には「英国」を含めている。
- ※中国等のジュネーブ改正協定非加盟国の企業等であっても、同協定加盟国内に事業所等がある場合には同協定に基づく国際出願が可能。

### 3. 画像意匠調査の効率化のための対応

# 画像意匠調査の効率化のための対応

- 新たに保護可能となった画像意匠のための意匠分類に加え、画像意匠の更なる効率的な調査のために、画像共通Dタームを開発し、2020年4月から意匠審査において同分類及び同タームを利用。
- ユーザーの皆様による画像意匠の調査負担の軽減を目的として、同分類及び同タームをJ-PlatPatにおいて2020年4月から利用可能とするともに、Graphic Image Parkにおいても12月から利用可能とした。
- 同分類及び同タームによる検索対象は、2005年以降に出願され、登録された画像の意匠（約8,000件：2020年12月時点）。

## 画像意匠のための新たな意匠分類（N3）

分類記号		分類の表示（新規）
N 3	1 0	グラフィカルユーザーインターフェース
N 3	1 1	グラフィカルユーザーインターフェース（領域区分型）
N 3	1 2	グラフィカルユーザーインターフェース（アイコン）



画像共通  
Dターム  
(1 0 9 肢)

用途・形態の観点  
で複数付与が可能

## 4. 令和元年意匠法改正の周知状況

# 令和元年意匠法改正の周知状況

- 改正意匠法が施行された4月以降も、積極的に周知活動を行った。
- コロナ禍の影響により、オンライン講演や特許庁ウェブサイト等におけるコンテンツ提供が中心となった。

## 意匠法改正及びそれに伴う意匠審査基準改訂等の主な周知活動（2020年3月～）



### 説明会・講演会等

- ✓ 建築・建設業界向け説明会・意見交換会  
計7団体 ※今後も数回開催予定あり
- ✓ その他団体、企業及び大学向け個別説明
- ✓ 巡回特許庁にて講演（R2.9～R3.2  
：全国9都市、全9回）
- ✓ 日中意匠制度シンポジウムにて講演  
（R2.11）
- ✓ 実務者向け説明会（R3.1～）



### コンテンツ提供等

- ✓ 「建築物・内装デザイナー向け情報」を  
特許庁ウェブサイトで公開
- ✓ 「令和元年意匠法改正の概要」を  
IPePlatで公開。（Eラーニング用コンテンツ）
- ✓ 画像、建築物、内装の登録について  
ニュースリリース（R2.10～11）
- ✓ 上記情報を含む法改正関連情報に容易に  
アクセス可能とした特設サイトを開設。
- ✓ 意匠法改正パンフレット改訂版の送付  
（約3,000部）

## 5. 令和3年4月1日施行に向けた準備状況

# 令和3年4月1日に施行される規定

- 令和3年4月1日に、改正された意匠法第7条、第15条、第68条及びそれらの関連規定が施行される。
- これにより、複数意匠一括出願が可能となり、物品区分の扱いが見直され、手続救済規定が拡充される。

## 複数意匠一括出願の導入

複数の意匠について一の願書で出願可能に。

## 物品区分の扱いの見直し

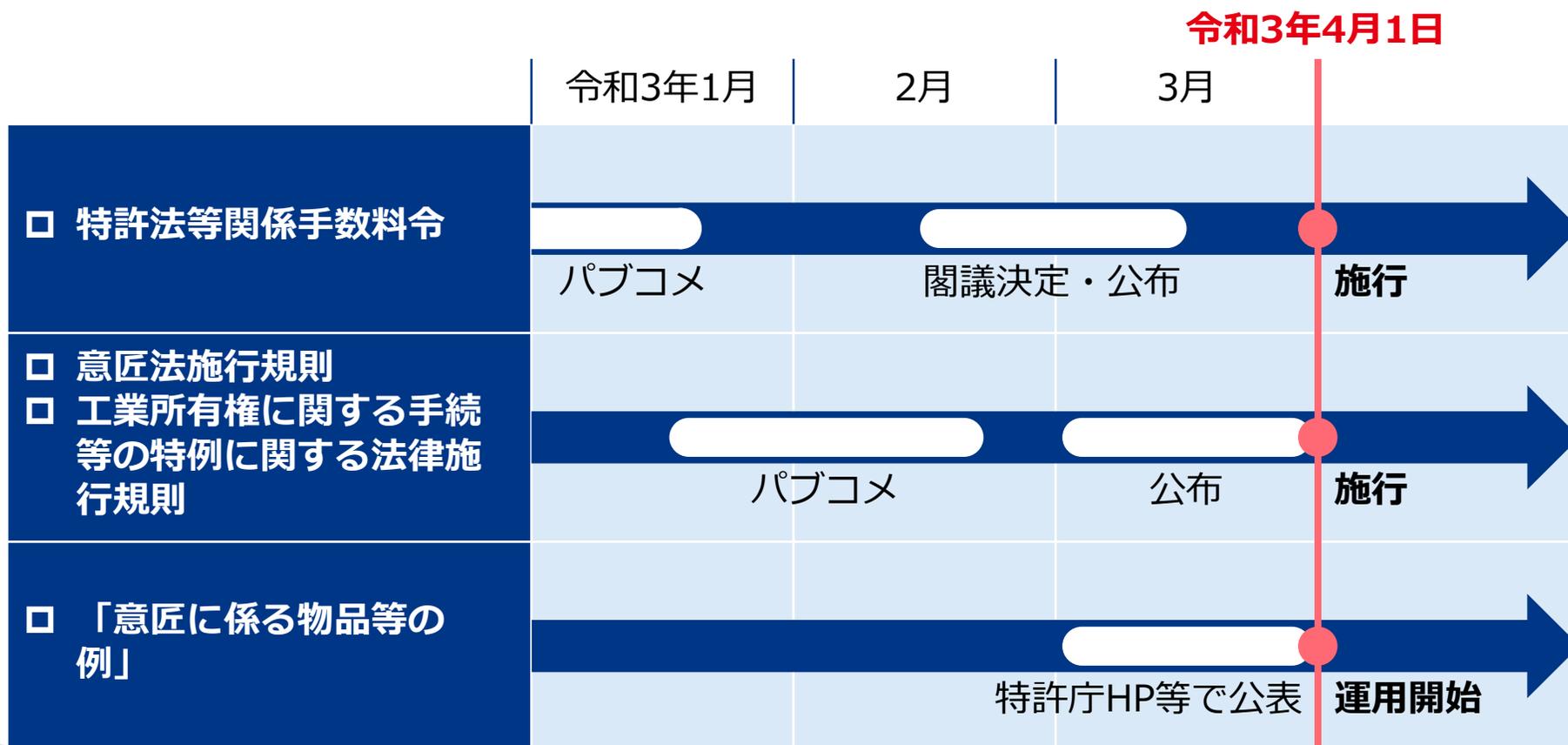
願書に記載すべき物品の粒度を定めている「物品区分表」を廃止し、経済産業省令に「一意匠」の対象となる基準を設けることに。

## 手続救済規定の拡充

指定期間や優先権書類等の提出期間が徒過した後も、請求により、書類提出が可能に。

# 政省令の改正等

- 改正意匠法の未施行の規定が令和3年4月1日に施行されることに向けて、関連する政省令の規定の改正、「意匠に係る物品等の例」の作成作業を進めている。



## | 手続救済可能な期間（案）

- 指定期間、優先期間及び優先権証明書提出期間の各期間の徒過後の手続救済が可能な期間については、いずれも経済産業省令で定められることとなっている。
- 当該期間については、相互に出願変更が可能な特許と意匠との間の公平性の観点、及びユーザーの期間管理負担軽減の観点から、特許と同様とする。

### 手続救済可能な期間

	意匠	特許
指定期間徒過後	2か月	2か月 (特施規第4条の2第6項)
優先期間徒過後 (正当な理由がある場合)	2か月	2か月 (特施規第27条の4の2第2項)
優先権証明書 提出期間徒過後	未提出の通知を受けてから 2か月	未提出の通知を受けてから 2か月 (特施規第27条の3の3第5項)

# 指定期間内の延長請求手続に係る運用変更（案）

- 指定期間経過後の延長請求が可能となることに伴い、指定期間内の延長請求を国内居住者についても認める。
- 延長期間は、指定期間経過後の手続より短くならないよう、**国内居住者、在外者いずれも2か月**とする。

## 指定期間の延長請求に係る運用変更

### 延長期間（現行）

	指定期間内	指定期間経過後
国内居住者	不可※1	不可
在外者	1か月※2	不可

※1 特許においては2か月

※2 特許においては2か月。ただし、拒絶理由通知の応答のための指定期間の場合は、2回目の請求でさらにもう1か月。

### 延長期間（令和3年4月1日以降）

	指定期間内 （運用改訂）	指定期間経過後 （法改正）
国内居住者	<b>2か月</b>	2か月※
在外者	<b>2か月</b>	2か月※

※指定期間内に延長請求した場合は、指定期間経過後の延長請求は不可（特許も同様）。